

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び関係政省令等（抜粋）

【法律】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抜粋）

（建築物環境衛生管理基準）

第4条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。
- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

【施行令】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抜粋）

（建築物環境衛生管理基準）

第2条第3項 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物(口において「ねずみ等」という。)の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

【施行規則】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抜粋）

（清掃等及びねずみ等の防除）

第4条の5 令第二条第三号イに規定する掃除は、日常行うもののほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うものとする。

- 2 令第二条第三号ロに規定するねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、次の各号の定めるところによる。
  - 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
  - 二 ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。
- 3 令第二条第三号イ及びロの規定により掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、掃除及びねずみ等の防除並に掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。

## 【告示】

空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（抜粋）

（S57.11.16 厚生省告示第 194 号（改正：H15.3.25 厚生労働省告示第 119 号））

第六 ねずみ等の防除は、次に定める基準に従い行うものとする。

- 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。
- 五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。

## 【通知】

建築物における衛生的環境の維持管理等について（抜粋）

（S58.3.18 環企第 28 号 厚生省環境衛生局長通知（改正：H13.4.27 健発第 511 号））

第五 ねずみ、こん虫等の防除

- 1 ねずみ、こん虫等の防除を行うに当たっては次の点に留意して行うこと。
  - (1) 防除作業を行うに当たっては、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させること。
  - (2) 薬剤の散布を行うに当たっては次の点に留意すること。
    - ア 作業員は適切な防護具を使用する等事故防止に努めること。
    - イ 火災に対する予防措置を講じるとともに、什器等の汚染防止に努めること。
    - ウ 薬剤散布後、安全が確かめられるまで入室を禁じる等建築物の利用を制限すること。
  - (3) 食毒剤(毒餌剤)の使用に当たっては、誤食防止を図るとともに、使用后直ちに回収すること。
  - (4) 捕そ器の使用に当たっては、人に危害を及ぼさぬようにすること。
  - (5) 作業衣、使用器具は防除作業専用のものとし、他のものと区別して保管、洗濯等を行い、汚染防止に努めること。
- 2 防除作業終了後の効果判定において、防除の効果が認められない場合はその原因を確かめ、爾後の作業計画の策定の参考とするとともに、必要に応じ、再度防除作業を行うこと。
- 3 施行規則第二〇条の帳簿書類には、防除作業を実施した年月日、作業内容、実施者名、使用薬剤等を記載すること。

建築物におけるねずみ、こん虫等の防除における安全管理について（抜粋）  
（H13.8.22 健発第 855 号・医薬発第 905 号 厚生労働省健康・医薬局長連名通知）

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和 45 年政令第 304 号)第 2 条第 3 号ロに規定するねずみ、こん虫等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、殺そ殺虫剤の使用を必須の前提としたものではなく、ねずみ、こん虫等の生息、活動状況、建築物の構造、建築物の使用者又は利用者への影響等を総合的に検討した上で、適切な方法により実施すること。
- 2 多数の者が使用し又は利用する建築物におけるねずみ、こん虫等の防除作業に際し、殺そ殺虫剤を使用する場合には、以下の点に留意すること。
  - (1) 薬事法上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。
  - (2) 医薬品又は医薬部外品の容器、被包等に記載された「用法・用量」及び「使用上の注意」を遵守すること。
  - (3) 作業終了後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うことにより、屋内に残留した薬剤を除去し、建築物の使用者又は利用者の安全確保の徹底を図ること。
- 3 薬局開設者及び医薬品の販売業の許可を受けた者がねずみ、こん虫等の防除を目的とした医薬品等を販売する際には、適切な使用量及び使用方法等について情報提供を行うよう努めること。